

「港あんしんネット運用ポリシー」



令和2年4月1日

一般社団法人 大阪市港区医師会

港あんしんネット運用ポリシー

(目的)

第1条 大阪市港区における良好な在宅療養を実現するため、多職種間の情報の連携を「港あんしんネット」として管理し、情報の連携に使用されるメディカルケアステーション（以下、MCS という）の取り扱い及び運用方法を定め、適正に「港あんしんネット」利用することを目的とする。

(法令及びガイドライン)

第2条 事業者は医師法、医薬品医療機器等法、個人情報保護法等の各種法令を遵守し、以下のガイドラインの最新版を理解したうえで、「港あんしんネット」を利用することとする。

- ・ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 最新版
- ・ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン 最新版

(港あんしんネットの運営)

第3条 「港あんしんネット」の運営は一般社団法人大阪市港区医師会の監修のもとに、一般社団法人大阪市港区医師会事務局（以下、事務局という）が行うものとする。

(利用申込)

第4条 「港あんしんネット」を利用する事業所は、事務局に対して以下の書類を誓約の上で提出し、「港あんしんネット」におけるMCSの適正な運用に努めるものとする。

「利用申込書」（別紙様式1） 「連携守秘誓約書」（別紙様式2）

(連携元事業所)

第5条 患者の情報共有を行う場合は、該当する患者を管理する事業所が「連携元事業所」となり、患者情報の管理及び参加メンバーの管理を行う。

(連携元事業所の責務)

第6条 連携元事業所は、以下の業務を行う。

- ・ 患者情報の管理及びMCSグループの管理
- ・ MCSのグループ登録（患者、自由グループ）及び削除管理
- ・ MCSの各グループへのユーザーの招待及び解除

(MCS管理者の設置)

第7条 事業所の管理者は、必要な情報にアクセスが許可されている従事者だけがアクセスできる環境を維持するために、MCS管理者を設置し、MCSの管理運用を行う。

(MCS管理者の責務)

第8条 MCS管理者はMCSの適正な利用がされるように、以下の業務を行う。

- ・ MCSの患者情報、個人情報等の管理全般
- ・ MCSで利用するIT機器の管理
- ・ MCSのIDの管理
- ・ MCSの各グループへ招待されたメンバーの招待承認及び解除
- ・ MCSの各グループ内で不要となった利用者の削除
- ・ MCSへの事業所内スタッフ登録及び削除
- ・ MCSで発生した運用上の問題の事務局への報告

(スタッフ誓約書と教育)

第9条 事業所の管理者は、MCSを利用する従事者と守秘義務に関する「業務情報保持誓約書」（別紙様式3）を交わすとともに、MCS管理者及びユーザーに対して定期的に教育を行うこと。なお、既に守秘義務に関する誓約書を取り交わしている場合は、従事者誓約書は省略できるものとする。

業務情報保持誓約書の記載内容のポイントは以下のとおりである。

- (1) 従事者は、就業規則やマニュアルなどの諸規定を遵守し、患者等の個人情報のみならず、事業所内で知り得た業務に関連する一切の情報を漏えいしてはならない。
- (2) 退職後も、知り得た情報を漏えいしない。
- (3) IT機器について、適切な取扱い及び管理を行う。
- (4) 事業者が定めた利用目的以外の使用を禁止する。
- (5) 患者その他の第三者のプライバシー、その他の権利を侵害するような行為を一切しない。

(患者同意)

第10条 連携元事業所は、港あんしんネットで情報共有を行うにあたって、患者もしくはその家族と「患者同意書」(別紙様式4)を交わし、双方が所持するものとする。

(MCS利用上の留意事項)

第11条 連携元事業所、MCS管理者及びユーザーは下記【MCS利用上の留意事項】に留意して、MCSを利用する。

(ID・パスワードの管理)

第12条 MCSのID及びパスワードについては、以下の事項により管理することを推奨する。

- (1) パスワードはメモを残したりせず、人目にふれないように細心の注意を払ってユーザー個人が管理し共有しない。
- (2) 一つのIDを複数人で共有しない。
- (3) パスワードは、英数混合8ケタ以上とし、定期的(最長で2か月に1回)に必ず変更する。
- (4) 利用が終わったら必ずログアウトする。
- (5) パソコンの場合、離席時にも必ずログアウトする。
- (6) スマホ、タブレットやパソコンなど、利用するすべての端末にはロックをかける。

(IT機器のセキュリティ対策)

第13条 IT機器のセキュリティ対策については、以下の事項により管理することを推奨・検討する。

- (1) 情報機器に対して起動時パスワード(英数混合8文字以上)を設定すること。設定にあたっては推定しやすいパスワードを避け、定期的に変更すること。
- (2) 情報機器には、例えばファイル交換ソフト(Winny等)をインストールしないこと。
- (3) 情報機器には適切なウイルス対策ソフトをインストールしておくこと。
- (4) ブラウザはIDやパスワードを記憶する設定にしないこと。
- (5) MCSの操作においては、定められた手順を守り、情報のダウンロード、コピーやスクリーンショットの取得を行わないこと。
- (6) リモートワイプサービスを利用することを検討。
- (7) 緊急回線停止サービスを利用することを検討。
- (8) 端末管理・利用者管理(MDM)サービスを利用することを検討。
- (9) 情報及び情報機器を持ち出す場合には、持ち出す情報の内容、格納する媒体、持ち出す目的、期間等を書式でMCS管理者に届け出て、承認を得ること。
- (10) ユーザー個人所有の端末を業務で使用する場合には、事業所ごとの判断で紛失時等の情報漏洩リスクを考慮し、同様の運用を行うものとする。

(不適切な利用者へ対応)

第14条 事務局は本運用ポリシー、法令及び公序良俗等に反すると判断した利用者には、必要により注意、指導を行い、「港あんしんネット」から退去させることができる。事務局より退去を命じられた利用者は、速やかに「港あんしんネット」の使用を停止し退去するものとする。

(災害等の緊急時の連絡や情報共有の手段としての活用)

第15条 広域災害等の緊急時の医療・介護関係者の連絡や情報共有のため、「港あんしんネット」の利用者が参加する「港あんしんネット災害・緊急グループ」を作成する。

- (1) 港あんしんネット災害・緊急グループへの参加
参加については任意とする。参加できるのは、港区医師会員ならびに各事業所の管理者（もしくは管理者が定めた MCS 管理者）とする。
- (2) 参加方法
「港あんしんネット」に参加いただいた医療機関（事業所）管理者のメールアドレス宛に、医師会事務局からグループに招待を送信。
- (3) 港あんしんネット災害・緊急グループへの投稿
多数の参加者が見込まれるため、投稿は原則としてグループ管理者である医師会のみとする。例外として、事前申請の上、投稿内容が適当と認める場合は投稿できるものとする。
- (4) 許可なき投稿や不適切な投稿について
上記であると判断した投稿については、投稿の削除や投稿者への内容の訂正を求める権利を医師会事務局が有するものとする。

(患者グループの運用)

第 16 条 患者グループは一人の患者に対して、円滑な在宅療養の実現のため、患者の個人情報を含め多職種間の情報共有を行うものである。

- (1) 患者グループの管理（設置、参加者の登録・削除）は主治医又は主治医の指示を受けた MCS 利用者が行う。
- (2) 患者グループは主治医が必要と判断した患者のみ作成する。
- (3) 患者が死亡した場合は、グループ管理者が適切な時期まで患者グループを保管する。

(自由グループの運用)

第 17 条 自由グループは在宅療養に関する情報交換、技術向上等のために職種の制限なく、作成できるものとする。

- (1) 患者等の個人情報のやりとりは自由グループでは禁止とする
- (2) 「港あんしんネット」として作成できるグループは在宅療養に関する情報交換、技術向上などのみとする。
- (3) 「港あんしんネット」としてグループを作成する場合は、医師会事務局に許可を届け出、許可を得ること。
- (4) 「港あんしんネット」として作成するグループ名の頭に【港あんしんネット】をつけること。
- (5) 作成したグループには医師会事務局のメンバーも参加するものとし、管理者権限を与えること。
- (6) 自由グループの管理者は、グループの趣旨、使い方などを参加者に伝えること。
- (7) 自由グループの管理者は運用ポリシー、法令、公序良俗を守ってグループを管理すること。
- (8) 以下を満たさない自由グループは「港あんしんネット」自由グループとは認めない。
 - ・医師会事務局への申請および許可がされていないもの
 - ・医師会事務局のメンバーが参加していないもの

(その他)

第 18 条 その他、この規程の実施に関し必要な事項がある場合は、事業者がこれを別に定めることができる。

附則

第1条 この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第2条 規程の一部を改訂し、令和 2 年 10 月 1 日から実施する。

【MCS 利用上の留意事項】

(1) 連携元事業所

- ・ MCS で患者単位のグループを作り、それぞれの患者ごとにアクセスする必要のある事業所内外の医療介護従事者のみを招待して患者単位のチームを作る。1つのグループで複数の患者個人情報が混在するような運用は避ける。
- ・ 連携元事業所は、該当するユーザーが辞めた時や担当から外れた時には、スタッフ削除や参加している患者グループのメンバーから解除するなど適切な処理を行う。また定期的に、患者グループごとに、参加しているメンバーが適切であるかどうかの精査を行う。

(2) MCS 管理者

- ・ MCS 管理者は、MCS を利用しなくなった患者について、「保管機能」を使って速やかに保管庫に移す。
- ・ MCS 管理者は、MCS の安全かつ適正な運用管理を図り、ユーザーの不正利用が発生した場合等は、そのユーザーの MCS の利用を制限もしくは禁止する権限を有する。
- ・ MCS 管理者も、以下に示す MCS ユーザーの利用方法を遵守する。

(3) MCS ユーザー

- ・ 情報セキュリティに十分に注意し、MCS の ID やパスワードを事業所スタッフを含む利用者本人以外の者に利用させたり、情報提供してはならない。
- ・ 患者グループに招待を受けたユーザーは、自分がその患者グループに参加することがふさわしいかどうかを判断してから、招待の受理を行う。
- ・ 各患者グループへの書き込みは、その患者に関することのみとし、別の患者の情報を書き込まない。
- ・ 各患者グループへの書き込みは、MCS の位置づけを十分理解した上で、適切な範囲内での情報共有の場として利用する。
- ・ MCS のグループごとに常にだれが参加しているのかをわかりやすくするためにも、MCS の個人設定で、スタッフごとにプロフィールを登録する。顔写真の添付は任意とする。
- ・ 自分が担当からはずれた時には、該当する患者グループから、すみやかにメンバーから「解除」を行う。
- ・ 事業所を辞めた時など、MCS を利用する必要がなくなった時は、事業所から貸与されている端末があれば返却し、スタッフ誓約書に基づいて、必要な手続きを行う。
- ・ MCS ユーザーは、書き込みの際して、確定操作（入力情報が正しい事を確認する操作）を行って、入力情報に対する責任を明示すること。
- ・ MCS ユーザーは、与えられたアクセス権限を越えた操作を行わないこと。
- ・ MCS ユーザーは、MCS のシステム異常を発見した場合、または使用する機器が紛失もしくは盗難等にあった場合には、速やかに MCS 管理者に報告し、その指示に従うこと。
- ・ MCS ユーザーは、不正アクセスを発見した場合、速やかに MCS 管理者に連絡しその指示に従うこと。